

特約条項《抜粋》

別表（手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率）

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類に掲げる1から96までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘または抜糸等の操作または処置および神経ブロックは除きます。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率	
皮膚	1 植皮術（植皮の面積が25cm ² 未満の手術を除きます。受容者に限ります。）	10倍	
乳房	2 乳房切断術	20倍	
	3 乳腺全摘出術	20倍	
筋骨	4 頭蓋骨観血手術（5または6に該当する手術を除きます。）	20倍	
	5 鼻骨観血手術	10倍	
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除きます。）	20倍	
	7 脊椎観血手術	20倍	
	8 骨盤・股関節観血手術	20倍	
	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍	
	10 四肢切断術（手指・足指の手術を除きます。）	20倍	
	11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限ります。）	20倍	
	12 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除きます。）	10倍	
	13 骨移植術（受容者に限ります。）	10倍	
	14 骨髓炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除きます。）	10倍	
	15 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指の手術および筋炎・結節腫・粘液腫手術を除きます。）	10倍	
	呼吸器 ・胸部	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
		17 喉頭全摘除術	40倍
18 喉頭部分切除術、喉頭形成術		10倍	
19 気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限ります。）		20倍	
20 肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限ります。）		20倍	
21 胸郭形成術		20倍	
22 縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限ります。）		40倍	
循環器	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	40倍	
	24 静脈瘤根本手術	10倍	
	25 その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術および血液透析外シャント形成術を除きます。）	20倍	
	26 心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限ります。）	20倍	
	27 直視下心臓内手術	40倍	
	28 体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限ります。）	20倍	
消化器 ・腹部	29 舌全摘除術	40倍	
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍	
	31 食道離断術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	40倍	
	32 その他の食道の手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	20倍	
	33 胃切除術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	40倍	
	34 その他の胃の手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	20倍	
	35 肝切除術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	40倍	

	36	その他の肝臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	37	胆嚢・胆道観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	38	膵臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	39	脾臓観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	40	腹膜炎観血手術（開胸または開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	41	ヘルニア根本手術	10倍
	42	虫垂切除術	10倍
	43	直腸脱根本手術	20倍
	44	その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	45	痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46	腎移植術（受容者に限ります。）	40倍
	47	その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
	48	尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
	49	尿道形成術（経尿道的操作を除きます。）	10倍
	50	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
性器	51	陰茎切断術	40倍
	52	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53	前立腺観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
	54	帝王切開娩出術	10倍
	55	子宮外妊娠手術	20倍
	56	子宮全摘除術	40倍
	57	子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55または56に該当する手術を除きます。）	20倍
	58	その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除きます。）	10倍
	59	卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	60	その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61	膣脱観血手術	10倍
内分泌器	62	下垂体腫瘍摘除術	40倍
	63	甲状腺観血手術	10倍
	64	副腎摘除術（開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
神経	65	頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限ります。）	40倍
	66	神経観血手術（手指・足指の手術および神経ブロックを除きます。）	20倍
	67	観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68	脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69	涙小管形成術	10倍
	70	涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71	結膜嚢形成術	10倍
	72	角膜移植術	10倍
	73	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74	虹彩観血手術	10倍
	75	緑内障観血手術	20倍
	76	白内障・水晶体観血手術	20倍
	77	硝子体観血手術	20倍
	78	網膜剥離症観血手術	20倍
	79	眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80	眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81	眼筋移植術	10倍
	82	レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍

聴器	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84 乳様洞削開術	10倍
	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳観血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88 悪性新生物根治手術	40倍
	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限り。）	10倍
その他	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含みます。）	20倍
	93 その他の開胸または開腹を伴う手術	10倍
	94 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除きます。）	10倍
	95 衝撃波による体内結石破碎術	10倍
	96 1から95までの手術の種類のうちいずれにも該当しない手術で、別表（公的医療保険制度）によって保険給付の対象となる別表（診療報酬点数表）により手術料の算定されるもの	5倍

(1) 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。

なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室および蝶形骨洞を除きます。）をいいます。

(2) 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。

(3) 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。

なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）および骨盤腔をいいます。

(4) 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

(5) 移植については、被保険者が受容者となる手術に限り、

(6) 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除または摘出（剔出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除もしくは摘出（剔出）し、または、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除もしくは摘出（剔出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

(7) 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。

(8) 1つの手術を受けた場合で、その手術が複数の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1つの手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器または四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。

(9) 82、89、91、94および95の手術の種類に該当する手術において、1つの疾病または1つの不慮の事故による入院（無配当傷害入院特約および無配当傷害入院特約（学資保険（H24）用）においては、1の不慮の事故による入院のみとなります。）にかかるものについては、1回の支払を限度とします。この場合、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。